

市民の声と市の回答

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課	回答日
1	むつ市消防訓練 礼式に関する規 則の改正につい て	貴市は、常備消防は組合消防ですから、市の消防職員はいないはず です。したがって、消防団のことを規制する規則ですから、実態に合致 するようにされたい。 第1条中 第16条中第2項および消防吏員を削除。 第5条中 消防職を消防団員に改正。同条中の職員を団員に改正。 第6条中の消防長を削除。	令和5年度に貴殿よりいただきました御指摘(令和5年度11月分 公表案件)を踏まえ、令和6年4月12日付でむつ市消防訓練礼式 に関する規則の一部を改正する規則(規則第34号)を公布したと ころですが、この度の御指摘をいただいた時点で、市のホーム ページへ改正した内容が反映されていない状況となっております。 市といたしましては、市のホームページ中の例規集のアップデ イトは年に数回のタイミングで行われておりまして、次回アップデート の際には改正内容が反映される見込みでありますので、御理解賜 りたいと存じます。	総務部 防災安全課	7月4日
2	高校総体・東北大 会や県外での大 きな大会進出した 時のトレーナー派 遣	これまで大会の度に、身体のメンテナンスや治療等々してくれるトレー ナーが同行してくれていたらなあと感じていました。 県内の大会の時はトレーナーが居てくれ安心して大会を終えていたの ですが、県外での大きな大会になると県内みたいに競技会場にトレー ナーが居て見てもらえるって事は稀です。 せっかく県内の大会を勝ち上がり県外の大会に行くにしてもケガをし たりメンテナンスして貰えないと、半分力も出せないまま試合を終え てしまったり、目の前のチャンスを棄権したり、予後の治療に時間が掛 かったりしてシーズンを終えてしまう可能性があります。 他校ではトレーナーが同行している学校もありますが、予算が莫大に なってしまうのが現実です。 中学校のむつカツが起動にのり、下北の子達が垣根を越えて活躍し はじめていますが、その子達もいつかは高校生になり同じ悩みにぶつ かると思います。 中学は市立 高校は県立の管轄って言うのはわかります。 でも、せっかくむつ市の高校を選んでスポーツに取り組んで頑張っ ている子供達に少し手を差し伸べて貰えないかと・・・ 全部を負担して欲しいとかではありません。 できる範囲で、むつ市から発信して取り組みをアピールすれば、それ がいつかは県全体に広がると思います。 むつ市から有望な人材の流出を防ぐ意味で、大学を誘致したり企業を誘 致してのと一緒に、今から手を打たないと行けないのではないかと ・・・ 高校は県の管轄 小中は市の管轄と言うのは、十分に理解していま す。 でも、その垣根を乗り越えた事例がむつ養護学校の給食ではないで しょうか。 何年も出来ないと言われた給食実施が、むつ市発信から実現してい ます。 県管轄だから出来ないのではなく、出来る範囲で出来る事を考えて見 てもらえないでしょうか。 文章も弁論も下手で上手く伝わらないと思いますが、気持ちだけでも 伝わって貰えたらと願います。	この度の御意見は、東北大会や県外での大会にトレーナーを派 遣できないかとのことではありますが、現在、県内では、柔道整復 師・理学療法士・作業療法士・保健師などで構成される青森県ア スレティックトレーナーの会が活動しており、大会主催者や学校関係 者からの要請により県内外の大会に派遣されていると認識してお ります。 トレーナーの皆様は、本業や勤務の傍らトレーナーとして活動し ておりますことから、県内外の大会の開催時期、開催場所、開催 競技や種目などによっては、対応できるトレーナーがいるかどう か、また派遣費用や派遣基準など、多くの課題があることから、ト レーナーの配置については、基本的には大会の主催者が必要に 応じて判断すべきものと考えております。 市といたしましては、貴重な御意見ではございますが、現時点で は、日頃の練習から選手自身がコンディションを把握し、指導者の 適切なアドバイスを受けていただくことが重要だと考えております。 選手の皆様の今後の御活躍に期待しておりますので御理解を 賜りたいと存じます。	市民生活部 市民スポーツ課	7月4日